

## **仕様書**

### **1 業務名**

村松公園他 危険木伐採・支障枝剪定作業

### **2 業務の目的**

公園の高木について、枯損等による倒木の恐れや越境枝による支障が生じているため、伐採・剪定作業を行うものである。

### **3 履行期限**

令和8年2月20日まで

### **4 履行場所**

- ①村松公園（左京区岩倉村松町）
- ②南禅寺草川公園（左京区南禅寺草川町）
- ③吉田河原公園（左京区吉田河原町）
- ④幡枝庄田公園（左京区岩倉幡枝町）
- ⑤中所在地南公園（左京区岩倉中所在地町）

### **5 業務範囲**

別紙 箇所図、写真のとおり

### **6 業務内容**

#### **①枯損木伐採**

- ・マツ 1本
  - ・地上部を撤去し、根株は利用者の危険のないよう縁部面取りすること。

#### **②支障木伐採**

- ・スギ 1本
  - ・地上部を撤去し、根株は利用者の危険のないよう根株の縁部面取りすると共に、ひこばえ防止のための表面切込み（網目状）を実施すること。

#### **③支障木伐採**

- ・ナンキンハゼ 1本、エノキ 1本
  - ・地上部を撤去し、根株は利用者の危険のないよう根株の縁部面取りすると共に、ひこばえ防止のための表面切込み（網目状）を実施すること。

#### ④支障枝剪定

- ・カシ 1本
- ・道路に張り出した枝が通信線の支障となっているため、強めに剪定すること。公園側は、ベンチ利用の支障となる下枝を中心に軽く剪定すること。

#### ⑤軽剪定・支障枝剪定

- ・軽剪定：アラカシ 3本程度
- 支障枝剪定：サクラ 3本程度
- ・公園南側通路に張り出した枝は、民地への越境の恐れがあるため強めに剪定すること。見通し障害となるひこばえ・胴吹きも除去すること。
- ・サクラの切断面（直径5cm程度以上）には、切断後すぐに癒合剤を塗布する等防腐処理を行うこと。

### 7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

### 8 特記事項

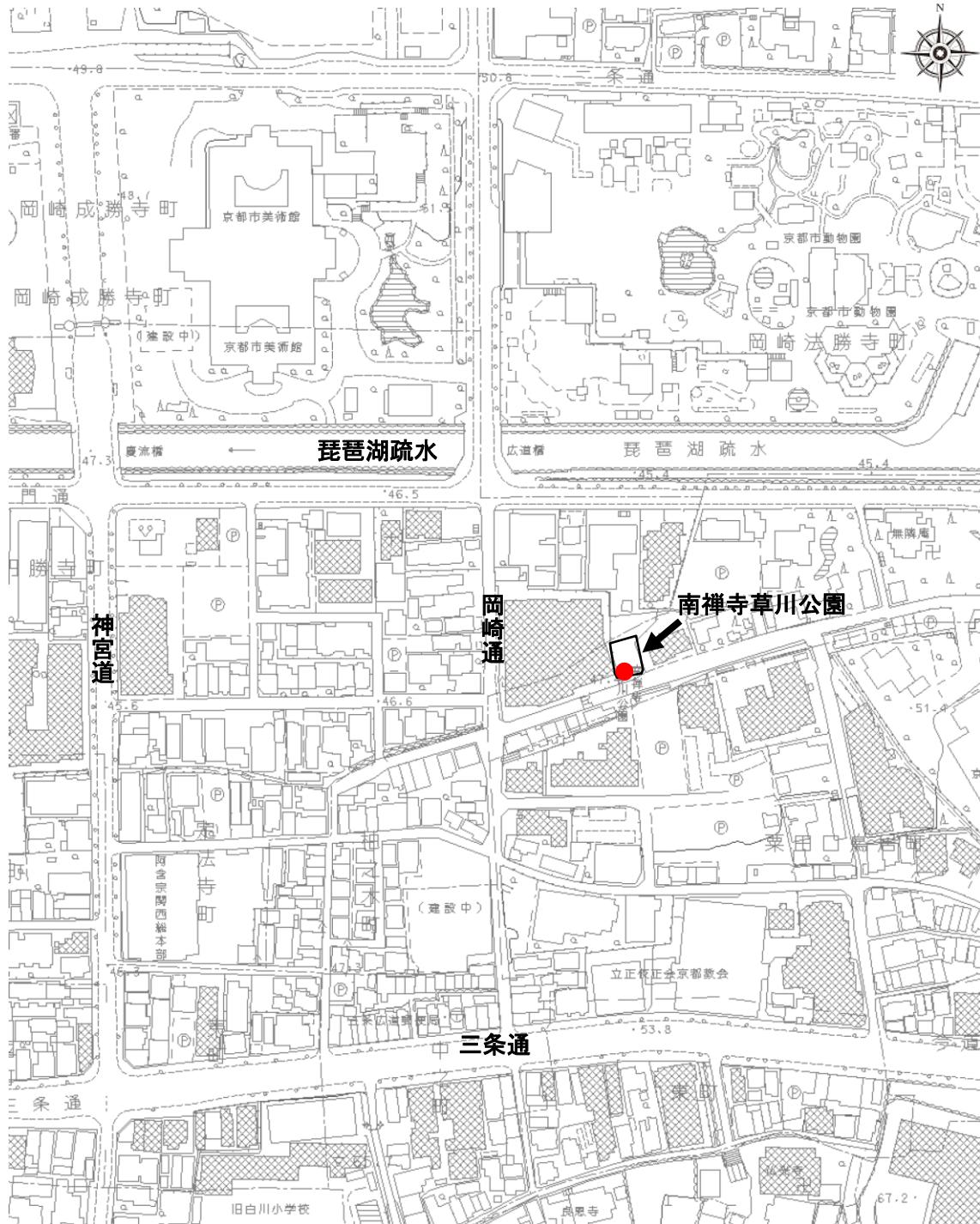
- 作業に要する材料費、労務費、処分費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 作業に関するビラ等を作成し、近隣住民に事前周知を行うこと。ビラの内容や周知範囲については、事前に本市に確認すること。
- 伐採・除去した幹・枝葉等は適切に処分すること。
- 公園使用者等との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ②については以下に留意すること
  - ・公園が狭小のため、作業範囲が道路上に及ぶ場合は、道路使用許可等の必要な手続きを行うこと。
  - ・作業の影響が西側隣接マンションに及ぶことが想定されるため（ベランダへの切り粉の飛散等）、マンション管理者に作業内容について事前に説明を行い、本市に報告してから作業を行うこと。

別紙（箇所図）

①村松公園



## ②南禅寺草川公園



### ③吉田河原公園



④幡枝庄田公園



## ⑤中所在地南公園



別紙（写真）

①村松公園



②南禪寺草川公園



③吉田河原公園



#### ④幡枝庄田公園



- ・道路側は、張り出した枝が通信線の支障となっているため強めに剪定。
- ・公園側は、ベンチ利用の支障となる下枝を中心に軽く剪定。

⑤中所在地南公園



- ・公園南側通路に張り出した枝は、民地への越境の恐れがあるため強めに剪定。
- ・見通し障害となるひこばえ・胴吹きも除去。

